

令和元年度 第3回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による

2. 日 時 令和元年6月6日 午後1時30分

3. 場 所 ろくじ館会議室

4. 議 題 議案第11号 農地法第3条許可申請書審議について

議案第12号 農地法第5条許可申請書審議について

議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について
(諮問)

5. そ の 他

6. 出席委員

農業委員

1 番 山内 亮一	2 番 長野 和代	3 番 中村 幸信
4 番 松本 茂	5 番 平井 豪	6 番 奥名 政成
7 番 清住 昇	8 番 佐藤 礼治	9 番 福永 浩紀
10 番 岡本 篤幸	11 番 五嶋 靖	12 番 中村 峯子
13 番 島津 和徳	14 番 本田 廣正	

農地利用最適化推進委員

西村 孝生	井上 良治	田上 安幸	河嶋 隆雄	本田 忠文
志垣 保博	伊佐 浩二	坂本 秀孝	坂本 導成	緒方 寛二
上村 敦之				

7. 欠席委員

なし

8. 議事録署名人

5 番 平井 豪

6 番 奥名 政成

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 古田 昭憲 本田裕一郎

会 議

1. 開 会

事務局 定刻になりましたので、農業委員会総会を始めます。

総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は14名です。甲佐町農業委員会
会議規則第6条の規定を満たすので、総会は成立することを報告します。

令和元年度第3回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

会長から挨拶をお願いします。

会 長 会長挨拶

事務局 議事録署名委員の指名をお願いします。

会 長 本日は、5番委員の平井委員と6番委員の奥名政成委員をお願いします。

事務局 議事の進行は、会議規則第4条の規定に基づき、会長をお願いいたします。

会 長 議案第11号「農地法第3条許可申請書審議について」を議題といたします。
説明をお願いします。

事務局 議案第11号、農地法第3条許可申請書審議について。農地法第3条第1項の規定
に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める
ものです。

令和元年6月6日提出、甲佐町農業委員会会長名でございます。

会 長 審議に入りたいと思いますが、番号1番から5番までは、譲受人が同一人なので、
一緒に審議します。この案件の番号5番の譲渡人は最適化推進委員の坂本導成さん
です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与
の制限があり、委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関す
る事項について、議事に参与することができないと規定されていますので、審議が
終わるまで、退席をお願いいたします。

(坂本導成委員退席)

14番委員の本田廣正委員から説明をお願いいたします。

○14番 番号1号から番号5号まで説明。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み
上げ)

会 長 申請土地の位置の説明。

事務局 申請位置の説明。

会 長 14番委員の本田委員から、農地の賃借権設定について、農地法には問題がないか、説明をお願いします。

○14番 農地賃借権設定について、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかを説明いたします。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、主たる事業が農業、その法人の議決権要件、構成員要件、事業要件、業務執行役員要件等を全て満たしており、問題ありません。

3については、トラクター、専用コンバイン、管理機、乾燥機などを所有しており、全ての農地を効率的に利用できる計画ですので、問題ないと思われます。

④については、信託による権利移動でないために、該当しません。

⑤についても、耕作農地の転貸、質入れでないため該当しません。

⑥については、問題ないと思われますので、以上説明を終わります。

⑦については、問題ないと思われます。

会 長 現地調査を行っていますので、2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番 先月の5月29日に、清住職務代理人、中村委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地には、野菜、ソバの栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 2番委員の長野委員からの現地調査の報告、14番委員の本田委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。ありませんか。

それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1から番号5までについては、原案どおり許可することに決定いたします。

坂本委員の入室を求めます。

(坂本導成委員入室)

番号6、番号7につきましても、相手方、譲受人が同一なので、一緒に審議したいと思います。

4番委員の松本委員から説明をお願いします。

○4番 番号6番、番号7番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 申請土地の位置の説明を、事務局からお願いします。

事務局 申請土地の説明。

会 長 4番委員の松本委員から農地の使用貸借権設定について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○4番 農地使用貸借権設定について、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター、田植え機、管理機等を所有しており、全ての農地を効率的に利用される計画ですので、問題はないと思われます。

③については該当しません。

④については、本人の従事日数が250日程度となっており、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題はないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が1万7,535平米で、下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題がないと思われます。

会 長 現地調査を行ってありますので、3番委員の中村委員から説明をお願いします。

○3番 先月の5月29日に清住職務代理者、長野委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地には、ニラ、トマトの栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 3番委員の中村委員から現地調査の報告、また、4番委員の松本委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

どうぞ、佐藤委員。

○8番 譲り渡し人の方の年齢が31歳ということですが、会社に勤めておられるのか。農地を貸したいということなので、どういうことかなと思ひまして。

会 長 4番委員、どうぞ。

○4番 申請人の方は、会社勤めで農業は一切というか、されていない状況です。

農地を貸したいということで、今回の案件となったところです。

会 長 どうぞ、事務局。

事務局 今回の質問ですけれど、お父さんが亡くなられて相続されたそうです。

4番委員から説明がありましたように、自分ではどうしてもできないということで、今回申請された譲受人の方が新規就農者ということで農地を探しておられましたので、松本委員に調整をしていただき、今回の申請になったところです。

会 長 佐藤委員、よろしいですか。

○8番 はい。

会 長 ほかにご質問はありませんか。

それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号6、番号7については、原案どおり許可することに決定をいたします。

続きまして、番号8番について13番委員の島津委員から説明をお願いします。

○13番 番号8番について説明。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 申請位置の説明。

会 長 13番委員の島津委員から、農地の所有権移転について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○13番 今回の申請である所有権移転（有償）について、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明いたします。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター、管理機、動力噴霧器、刈払機等を所有しており、全ての農地を効率的に利用される計画ですので、問題がないと思われます。

③については、該当いたしません。

④については、本人の従事日数は300日程度となっており、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が5,208平米で、下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

会 長 現地調査を行ってありますので、2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番 先月の5月29日に清住職務代理者、中村委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地には、野菜の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 2番委員の長野委員から現地調査の報告、13番委員の島津委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。どうぞ。

○14番 譲渡人が79歳で、譲受人が78歳ですね。この譲受人の方は、誰か手伝われる人がいるのですか。年齢的に高いので。

事務局 ご質問のように、譲受人の方は78歳ですが元気に農業をされています。

譲渡人の方の農地を管理するのが難しいため、譲受人に相談されたところ了承さ

れたので、今回の申請となったところです。

野菜でもつくる計画で、奥さんと一緒にされます。

会 長 本田委員、よろしいですか。

○14番 はい。

会 長 そのほかに何かご意見はありませんか。

それでは採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号8については、原案どおり許可することに決定いたします。

議案第12号「農地法第5条許可申請書審議について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第12号、農地法第5条許可申請書審議について。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和元年6月6日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

会 長 議案第12号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1について を審議します。

6番委員の奥名委員から説明をお願いします。

○6番 議案第12号、農地法5条の規定による許可申請審議調書番号1について説明。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 申請位置の説明。

会 長 転用申請に係る可否の判定について、6番委員の奥名委員から説明をお願いいたします。

○6番 転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうかを説明いたします。

お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判定をごらんください。

① については、今回の申請地は農振農用地ではありません。

農地の状況は、おおむね10ヘクタール当たり以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当するため、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則できませんが、今回の申請が住宅地のほか、申請に係る土地の周辺の地域において、住居する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当するため、例外的に許可することが可能と思われます。そのため、農地法第4条第6項の第1号のイ及びロには該当しません。

②については、今回の事業達成のためにかわる土地はありません。

③については、資金計画、融資証明書も添付されており、事業の実現性については問題ないと思われます。

④については、若干の造成計画はありますが、砂利の敷きならし程度であり、隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。

⑤については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

会 長 現地調査を行っていますので、3番委員の中村委員から説明をお願いします。

○3番 先日の5月29日に、清住職務代理人、長野委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当するため、第1種農地に該当すると思われますが、転用の目的が個人住宅建設のため、例外的に許可することが可能と思われます。

今回の転用申請では、砂利を敷きならす程度であるため、土砂の流失、崩壊など、隣接する農地や農業施設に影響を与えることのないことから、転用による周囲の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 3番委員の中村委員から現地調査の報告、6番委員の奥名委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。

質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何かございませんか。

どうぞ。

○1番 場所は家と家の間ですね。農地の広がりについては、許容範囲というのがあって、住宅の位置関係で転用はできると説明があっていたかと思いますが。

会 長 事務局。

事務局 この農地は、10ヘクタール以上の規模の区域内にある農地に接続しています。

農地の広がり解釈は、全てが接続している解釈でなく、農道とか水路とかが間にあっても、つながっていると判断されます。

分断と判断されるのは、1級河川、国道、県道だけが要件としてみなされます。

字図を見ていただくとわかりますように、この農地は畑地帯でずっと下までつながっています。さらに、水田地帯につながっていますので、つながりは10ヘクタール以上とある1種農地ということになります。

山内委員が転用できると言われる例外規定というのは、ここに住む人の日常生活上必要な施設で集落接続していることが条件です。また、集落接続というのは、2戸以上の住宅が必要で、今回の申請地の前に家がありますし、横にもありますので、集落とみなされるし、集落接続が可能ではないかと事務局は判断しています。

会 長 山内委員、よろしいですか。

○1番 はい。

会 長 何かほかにございませんか。

それでは、ほかには意見はないようですので、当農業委員会としましては、許可相当の意見をつけて県へ送付をいたします。

続きまして、番号2番から番号4につきましては、相手方、譲受人が同一なので、一緒に審議したいと思います。

それでは、9番委員の福永委員から説明をお願いします。

○9番 議案第12号、番号2から番号4までについて説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 事務局から、申請土地の位置の説明をお願いします。

事務局 申請位置の説明。

会 長 転用申請にかかる可否の判定について、9番委員の福永委員から説明をお願いします。

○9番 それでは説明いたします。

転用申請にかかわる可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題ないかどうか説明いたします。

それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請にかかる可否の判断をごらんください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、良好な営農条件を備えているとは言えません。そのため、農地法第4条第6項の第1号のイ及びロには該当しません。

②については、今回の事業達成のためにかわる土地はありません。

③については資金計画、融資証明書も添付されており、事業の実現性については問題ないと思われます。

④については、既に施工されており、土砂流出防止策を講じてあるため、隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。また、追認案件のため、始末書も添付されています。

⑤については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上で説明を終わります。

会 長 現地調査を行っていますので、2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番 先月の5月29日に清住職務代理者、中村委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

今回の転用申請地は既に造成がなされており、土砂流出防止策も講じてあり、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障を来すおそれがないことを報告します。

会 長 ただいま、2番委員の長野委員から現地調査の報告、また、9番委員の福永委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

佐藤委員、どうぞ。

○8番 この反当あたりの単価、対価について、この数字が間違いないですか。

会 長 事務局お願いします。

事務局長 事務局でも少し高いのではと思い、確認しましたがけれども間違いありません。大体坪6万弱ぐらいになります。

会 長 いいですか、佐藤委員。

○8番 ちょっと高過ぎじゃないか、何か分けでもあるのかなと思ったものですから。

会 長 はい、どうぞ。

事務局長 本来はいけない追認案件で、無断転用がなされています。この農地は、場所的には国道沿いで結構いい場所です。先ほど山内委員から質問がありましたけれども、国道が東から北のほうに走っています。

それと、西側のほうには緑川があって、分断されますので2種農地となり転用も可能で、用途も住宅地、工業用地、雑収地とか利用も多く、利用に非常にいいところで、今回こういう単価になっているのかなと思っています。

会 長 どうぞ、1番委員、どうぞ。

○1番 この裏の方に農地が残っていますか。もう、ほとんど農地は残っていないと思いますが。

会 長 事務局、お願いします。

事務局長 あと、隣接する農地が北のほうに1筆あります。

○1番 それはコウラルのところですか。

事務局長 いえ、入り口のところに。入ってすぐ右にあります。

○1番 調整池の隣。

事務局長 はい。

会 長 ほかに何かご質問ありませんか。

それでは、ほかにないようですので、当農業委員会としましては、許可相当の意見をつけて県へ送付をいたします。

続きまして、議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第13号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。

令和元年6月6日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次のページ、11ページをお願いします。

甲3第404号、令和元年5月28日。甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様、甲佐町長奥名克美。「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」(諮問)。
農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問をします。

次の12ページをお願いいたします。まずは、農用地利用集積計画総括表でご説明いたします。

今回の利用権の設定について説明。

会 長

それでは、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局

議案第13号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画、番号1、番号2について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

申請地の位置の説明。

相手方の状況の説。

会 長

ただいま、事務局から番号1、番号2について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。ありませんか。

それでは、質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号1、番号2については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号3から番号5については、申請が同一なので、一緒に審議したいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

番号3から番号5までについて、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

申請地の位置の説明。

相手方の状況の説。

会 長 ただいま、番号３から５について説明がありました。

 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

 それでは、質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

 (賛成者挙手)

 全員賛成と認めます。

 それでは、番号３から番号５については原案のとおり承認いたします。

 番号６の相手方は、農事組合法人 元白旗で、私は役員をしています。

 農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限に該当するため、私は審議が終わるまで退席をいたします。

 議事進行につきましては、清住職務代理者をお願いいたします。

 (岡本会長退席)

会長職務代理者 職務代理者の清住です。ただいま会長から説明がありました規定により、会長は審議に参加できませんので、議事の進行を務めさせていただきます。

 番号６について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 番号６について説明。

 (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

 相手方の状況について説明。

会長職務代理者 事務局から番号６について説明がありました。

 これより質疑に入りたいと思います。発言のある方は挙手を願います。

 何かございませんか。

 質問もないようでございます。それでは、原案どおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

 (賛成者挙手)

 全員賛成と認めます。

 番号６については原案どおり承認いたします。

会 長 番号７の案件を審議について、事務局から説明をお願いします。

事務局 番号７について説明。

 (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

 申請地の位置の説明。

 相手方の状況について説明。

会 長 事務局から番号７について説明がありました。

 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

山内委員、どうぞ。

○1番 申請人は75歳で、まだ頑張られると思うのですが、今回5反近く譲られるのは、少しずつ縮小されたいのですかね。

会 長 はい、どうぞ。

○4番 私が、この話を聞いたんですのですが、75歳の方は農業はやっておられなくて、今回奥さんが病気をされたためということで、農地を減らしたいということです。

会 長 よろしいですか、山内委員。

それでは、質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認めます。

それでは、番号7については原案のとおり承認をいたします。

番号8について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 この番号8について説明します。この案件につきましては、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化法に基づく農地の貸し借りとなります。所有権を有する農家の方から熊本県農業公社が一旦農地を借り入れて、農地を活用したい担い手を募集し、要件に見合った担い手農家へ貸し付ける仕組みです。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

申請地の位置の説明。

相手方の状況について説明。

会 長 事務局から番号8について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

それでは、質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号8については原案のとおり承認をいたします。

それでは、議題全て終了いたしました。

事務局 それでは、審議、お疲れさまでした。これをもちまして、第3回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

5 番

6 番